

柏原小学校いじめ防止基本方針

令和7年1月31日 改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

〈基本理念〉

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関する問題であると認識する。
- ・全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ・全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の5点をポイントとする。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく必要に応じて、各種団体や専門家と協力する。
- ⑤ 学校と家庭が協力して解決にあたる。

(3) 学校の責務

学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(4) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うものとする。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。さらに、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するものとする。

II いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

(1) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭によるいじめ対策委員会を設置する。学期に1回または必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、外部機関とも連携を取る。

(2) いじめ対策委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然 防止	<ul style="list-style-type: none">○学校いじめ防止基本方針の策定○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行○いじめに関する校内研修の計画、実施○「いじめに関する授業」の計画、実施○学校評価による検証と基本方針の見直し	<ul style="list-style-type: none">→校長・教頭・生徒指導主任→教務主任・生徒指導主任→生徒指導主任・ （立案・策定）→生徒指導主任・学年主任（立案・策定）→教頭・教務主任（立案・実施・まとめ）
早期 発見	<ul style="list-style-type: none">○いじめに係る情報収集・集約・情報共有○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析○スクールカウンセラー、さやまっ子相談員、さやまっこ相談支援員との連携○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有	<ul style="list-style-type: none">→生徒指導主任・学級担任・養護教諭→ 生徒指導主任→教育相談主任・S C→校長、学年主任
早期 対応	<ul style="list-style-type: none">○速やかな対応策の検討、実施○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導○被害の子供や保護者へのS Cを利用するなどの心のケア	<ul style="list-style-type: none">→教頭・生徒指導主任・学年主任→生徒指導主任・学年主任→教育相談主任・S C・養護教諭
重大 事態 への 対処	<ul style="list-style-type: none">○市教育委員会への報告と連携○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施○加害の子供への懲戒や出席停止の検討○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡○緊急保護者会の開催検討、実施○法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携	<ul style="list-style-type: none">→校長・生徒指導主任→教育相談主任・学年主任・養護教諭→校長・生徒指導主任・学年主任→教頭・生徒指導主任・学年主任→校長・学年主任→教頭・生徒指導主任

〈基本方針〉

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立を図る。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。
- ・道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように指導する。
- ・見て見ぬふりをすることも、「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるされるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

III いじめの未然防止のための取組

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

① 学級づくり

- ・児童が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・一人一人の子供を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。
- ・Q-Uの結果をもとに改善点を明確にし、学級満足度が高くなる学級経営を進める。

② 基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③ わかる授業の実践

- ・ねらいを明確にした授業を実践する。
- ・児童の言葉でまとめ、振り返りの時間の設定をする。

④ 授業規律の確立

- ・集中して授業に取り組めるように授業規律を確立する。
- ・教師に名前を呼ばれたら、返事をすることを習慣化する。
- ・席を離れるときは、椅子をしまうことを習慣化する。

⑤ 行事や委員会活動の充実

- ・運動会、児童集会、6年生を送る会などの行事や児童会活動などを活用して、子供たちの主体的な参加による活動を充実させ、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組

① 道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践

- ・挨拶を通した人とのふれあいを推進し、豊かな心を育てる道徳教育を実践する。
- ② 全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践
 - ・「自分がされて嫌なことは人にしないこと」を指導し、人権教育を推進する。
 - ③ 発達段階に応じた計画的な体験学習の実践
 - ・福祉体験、農業体験などの体験活動を行う。
 - ④ コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践
 - ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルワークなど表現力、言語力を重視した参加体験型の授業を積極的に取り入れる。

(3) 職員の資質の向上のための取組（校内研修等）

- ① 生徒指導研修（夏季休業中）・児童理解研修（年二回）の実施
- ② 人権教育研修会の実施
- ③ いじめ防止対策研修会の実施
- ④ 学校生活アンケート（学期一回・年三回）の集約・分析・協議

(4) 保護者や地域への呼びかけ

- ① 学校便りでの取組の発信と保護者会を通じての啓発
- ② 地域人材を活用した学校サポートチームの活性化
- ③ P T Aや地域方々の登下校の見守り

IV いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・早期発見のためには、日頃から教職員と児童、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。
- ・いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考え方から、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。

(1) 早期発見のために

日頃から、教職員と児童及び保護者が相互に信頼関係を構築し、いじめについても躊躇なく相談等ができる体制を整えておく。学校生活アンケートの定期的な実施や、さやまっ子相談員等による相談を通して、いじめの実態把握や早期発見に取り組む。

いじめは潜在化しやすいことを認識し、「いじめチェックシート」等の活用を通して、保護者が児童の小さな変化も敏感に察知し、いじめを見逃すことがないようにする。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

学校・家庭・地域が連携して、情報の収集を図るとともに、教職員の間で情報を共有するなどして、いじめの早期発見に努める。

(2) 学校での取組

- ① 児童との個別面談を必要に応じて実施
- ② 教員による行動観察や面談等による状況の把握や Q-U や学校生活アンケートの実施による情報の収集
- ③ Q-U や学校生活アンケートを集約・分析し、対応策を協議し、学校便りや保護者会を通じて学校の取組を発信するとともに情報を収集し共有する。
- ④ 保護者への家庭訪問と個人面談の実施

(3) 教育相談体制の充実

- ① 児童理解研修の実施
- ② 定期的な生徒指導委員会と生徒指導情報交換会による情報共有と対応策の協議
- ③ 教育相談室の設置及び環境整備
- ④ Q-U や学校生活アンケートの実施、結果集約と分析

(4) 地域との連携

- ① 学校応援団の積極的な活用
- ② 学校公開日の定期的実施による児童の実態及び教育活動の公開
- ③ P T A や地域方々の登下校の見守り
- ④ 地域の人材を活用した教育活動の実施

V いじめへの対処

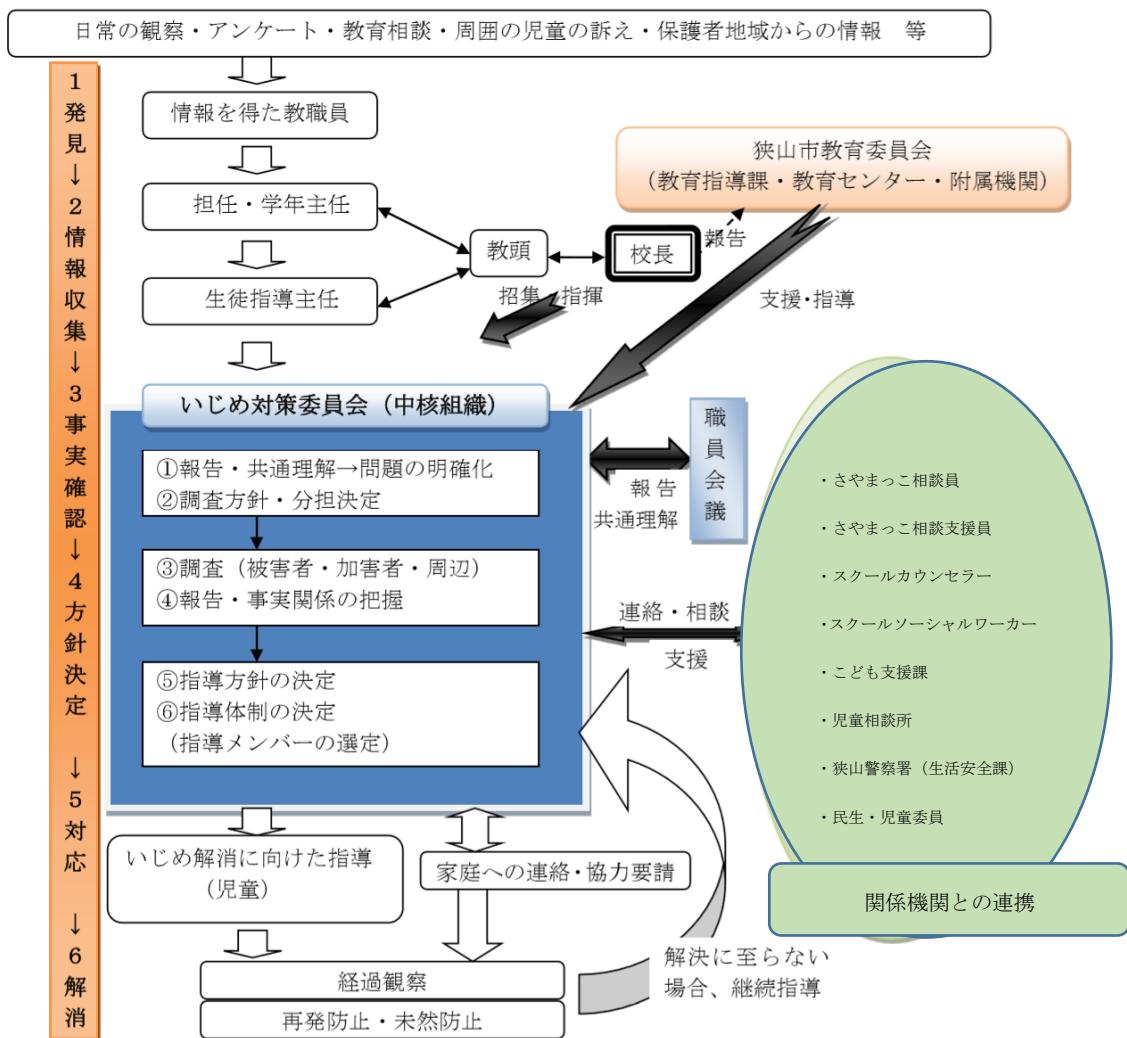
（基本方針）

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあたっては、教育委員会と連携し対応する。
- ・なお、いじめが「解消している」状態とは、①いじめが止んでいる状態が相当期間（少なくとも 3 か月を目安）継続していること ②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（被害児童生徒本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）の要件が満たされる必要がある。

（1）いじめ対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告す

る。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



(2) いじめ防止の取組実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

〈基本方針〉

- いじめ防止対策法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに市教育委員会へ事態発生について報告し指示を仰ぐ。
- 市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。
- いじめをうけて重大事態に至ったという申し出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる。
- 調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査であり、因果関係の特定を急ぐものではない。また、調査結果は市教育委員会へ報告する。

VI 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義と意味

第28条

1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係

※重大事態の意味

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

この場合、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば

- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

この場合、「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

を明確にするための調査を行うものとする。

(2) 調査の趣旨と調査主体

1 調査の趣旨

いじめ防止対策法28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

2 調査主体

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、学校のいじめ対策委員会を調査組織とし、主体となって調査を行う。
- ・調査にあっては、調査組織の中に専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性をはかる。
- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処が十分にできないと市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会が主体となって調査を実施する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになったことを説明する。
- ・調査結果については、市教育委員会に報告する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行う。

VII ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等を児童が使用することでの弊害や危険性が指摘され、学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難な事例が報告されているため、児童がトラブルに巻き込まれないようにするために、保護者がそのトラブルに対して全面的に責任を負えない場合は、携帯電話・スマートフォン等を持たせるべきではないと考える。
- ・保護者の責任において、多くの児童が携帯電話・スマートフォン等を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話・スマートフォン等の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷・画像等をインターネット上の掲示板に書き込んだり、メールを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ① メールによるいじめ
- ② ブログ・プロフによるいじめ
- ③ チェーンメールによるいじめ
- ④ 学校裏サイトによるいじめ
- ⑤ SNSによるいじめ
- ⑥ 動画共有サイトによるいじめ など

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発

- ・そもそも、多くのリスクを考えた場合、携帯電話・スマートフォン等を持たせる必要があるのか、保護者として子供を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ・子供たちのパソコンや携帯電話・スマートフォン等を管理するのは、保護者である。
- ・危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るために指導ルール作りが大切である。
- ・ルール作りについては、子供と相談しながら作成し、ルールが守れなかった時のルールについても決めることが必要である。

- ・インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬ間に利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ① 発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できること。
- ② 匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③ インターネットの情報には違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの他の犯罪につながることがあること。

VIII さやまっ子の誓いについて

さやまっ子の誓い

- 1 わたしたちは、いじめや人を差別する行為を、絶対にしません。
- 2 わたしたちは、いじめや人を差別する行為を、誰にもさせません。
- 3 わたしたちは、いじめや人を差別する行為を、決して許しません。

さやまっ子は、いじめや差別を、しない、させない、許さない。

狹山市いじめ防止サミットで採択された「さやまっ子の誓い」を受け、子供たちが自分事として「いじめ」や「差別」の問題を考え、行動できるようにさせていく。

IX 附 則

本基本方針は平成26年4月1日から施行する。

- 平成27年 4月 1日 一部改正する。
平成28年 4月 1日 一部改正する。
平成29年 4月 1日 一部改正する。
平成30年 4月 1日 一部改正する。
平成30年 8月29日 一部改正する。
平成31年 3月11日 一部改正する。
令和 2年 3月31日 一部改正する。
令和 7年 1月31日 一部改正する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学校行事・職員会議	いじめ対策委員会(指導方針・指導計画等確認)	教育相談研修(発達課題・問を抱える児童の職員共通理解)			人権教育研修会生徒指導(いじめ防止対策)研修会	いじめ対策委員会・2学期の指導方針の確立				いじめ対策委員会・3学期の指導方針の確立	教育相談研修(児童のみとり・来年度への申し送り)		
生徒指導委員会		生活目標「友だちとなかよく遊ぼう」 Q-U・いじめアンケート第1回実施	生活目標「言葉づかいをていねいにしよう」		いじめアンケート第1回の考察				いじめアンケート第2回の考察	体罰に関する調査 いじめアンケート第3回実施			
特別活動部	なかよしグループ作り					運動会				「風の子まつり」	たてわりグループでの遊び		
		たてわりグループでの遊び											
道徳	低学年	親切、思いやり②	礼儀(1年、2年)感謝① 公正公平社会正義② 個性の伸長②	生命の尊さ① 公正、公平、社会正義① 善悪の判断、自律、自由と責任②	生命の尊さ②		生命の尊さ① 友情、信頼②	善惡の判断、自律、自由と責任①② 友情、信頼① 規則の尊重② 礼儀②	規則の尊重① 正直、誠実①② 生命の尊さ② 感謝②	礼儀① 規則の尊重①	個性の伸長① 善惡の判断、自律、自由と責任① 生命の尊さ① 正直、誠実(1年、2年) 友情、信頼① 生命の尊さ② 親切、思いやり②	親切、思いやり① 生命の尊さ① 正直、誠実(1年、2年) 規則の尊重②	生命の尊さ②
	中学年	親切、思いやり③④ 礼儀③ 生命の尊さ③ 善悪の判断、自律、自由と責任④	正直、誠実④ 相互理解、寛容④	友情、信頼③ 規則の尊重③ 善悪の判断、自律、自由と責任③ 公正、公平、社会正義③④ 生命の尊さ④	正直、誠実(3年)		親切、思いやり③ 正直、誠実③④ 善悪の判断、自律、自由と責任④	友情、信頼③④ 個性の伸長③ 正直、誠実③④ 善悪の判断、自律、自由と責任④	生命の尊さ③ 善惡の判断、自律、自由と責任③ 生命の尊さ④ 感謝④	規則の尊重③ 親切、思いやり④	礼儀④ 友情、信頼④	相互理解、寛容③ 生命の尊さ③④	感謝③ 規則の尊重③ 節度、節制④
	高学年	感謝⑤ 正直、誠実⑤ 礼儀⑥ 個性の伸長⑥	善悪の判断、自律、自由と責任⑤ 規則の尊重⑤	公正、公平、社会正義⑤ 親切、思いやり⑤⑥ 感謝⑥ 友情、信頼⑥	生命の尊さ(5年、6年) 規則の尊重⑥		よりよく生きる喜び⑤ 善惡の判断、自律、自由と責任⑥ 規則の尊重⑥	礼儀⑤ 相互理解、寛容⑤ 友情、信頼⑥ 生命の尊さ⑥ 正直、誠実⑥	友情、信頼⑤ 生命の尊さ⑤ 公正、公平、社会正義⑥ 生命の尊さ⑥ よりよく生きる喜び⑥	親切、思いやり⑤ 相互理解、寛容⑥	個性の伸長⑤ 親切、思いやり⑥	生命の尊さ⑤⑥ 友情、信頼⑤	
PTA・地域・保護者	懇談会などで保護者向け啓発	個人面談で個別の児童の様子をつかむ							個人面談で個別の児童の様子をつかむ				
情報教育	携帯電話の利用法・情報モラルについて(4・6年)		ネットいじめについて学習会⑤										